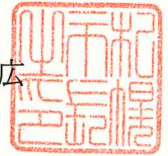


下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年10月29日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0001札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階
札幌市建設局総務部用地管理課管理係
電話011-211-2552 FAX 011-210-6225
メールアドレス yochi-kanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度通常損失補償標準単価等策定に係る市場価格等の調査業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月20日（金）までとする。

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」であり、札幌市内に事務所を有する者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する登録を物件部門又は営業補償・特殊補償部門において受けていること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記1に同じ。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を送付し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記3(6)に定める参加資格を満たすことが確認できる書類

(2) 書類の提出期限及び提出場所

上記(1)に定める書類を、令和7年11月25日(火)までに上記1の場所へ送付すること。(必着)

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて送付することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果を入札参加資格審査結果通知書により令和7年11月28日(金)までに発送する。

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時 令和7年12月9日(火) 13時30分

(2) 開札の場所

札幌市建設局用地担当部会議室

(札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階)

(3) 入札書の提出方法及び送付期限

入札書は、持参又は送付により提出すること。

送付期限は、令和7年12月9日(火) 11時00分(必着)とする。なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

7 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

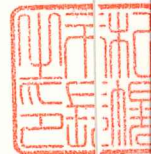
(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した



者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

